

【機密性2】

令和7年度裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序、開廷の日割、司法行政事務の代理順序並びに各種委員等

令和7年1月1日施行

令和7年1月16日施行

令和7年3月10日施行

令和7年4月1日施行

令和7年5月1日施行

名古屋家庭裁判所

【機密性2】

第1 本庁の部

1 部の設置

本庁に、家事第1部、家事第2部及び少年部を置く。

2 裁判官の配置

(所長) 判 事 平 田 直 人

(1) 家事第1部

(部総括) 判 事 本 多 智 子

判 事 堀 一 策

判 事 小 林 絢

判 事 大 曾 根 史 洋

判 事 水 谷 遥 香

判 事 西 沢 諒

(2) 家事第2部

(部総括) 判 事 溝 口 理 佳

判 事 大 黒 淳 子

判 事 尾 田 い ず み (てん補)

判 事 山 崎 文 寛

職権特例判事補 佐々木 真 実

(3) 少年部

(部総括) 判 事 村 瀬 賢 裕

判 事 尾 田 い ず み

判 事 山 崎 文 寛 (てん補)

3 裁判事務の分配

(1) 一人制

ア 家事事件

別紙第1「本庁家事事件事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の

【機密性 2】

分配方法等については、家事第 1 部及び家事第 2 部の各部の裁判官が協議して定める。

ただし、

- (ア) 審判前の保全処分事件は、本案担当裁判官が担当する。
- (イ) 遺産分割事件等に関連するその余の審判事件及び調停事件等の担当については、必要に応じて家事第 1 部及び家事第 2 部の裁判官が協議して定める。
- (ウ) 差戻しを受けた事件は、別紙第 1 「本庁家事事件事務分配割合表」記載の事件類型ごとに、原審を担当した裁判官以外の裁判官が、同表記載の割合と同じ割合で担当する。
- (エ) 再審事件は、別紙第 1 「本庁家事事件事務分配割合表」記載の事件類型（事務の分配中の「雑・共助・再審」欄を除く。）ごとに、家事第 1 部が担当する事件類型に対応するものは家事第 1 部が、家事第 2 部が担当する事件類型に対応するものは家事第 2 部がそれぞれ担当することとし、確定事件を担当した裁判官以外の裁判官が、同表の事務の分配中の「雑・共助・再審」欄記載の割合と同じ割合で担当する。
- (オ) 雑事件は、別紙第 1 「本庁家事事件事務分配割合表」記載の事件類型（事務の分配中の「雑・共助・再審」欄を除く。）ごとに、家事第 1 部が担当する事件を基本事件とするものは家事第 1 部が、家事第 2 部が担当する事件を基本事件とするものは家事第 2 部がそれぞれ担当することとし、各裁判官が、同表の事務の分配中の「雑・共助・再審」欄記載の割合と同じ割合で担当する。
- (カ) 共助事件は、別紙第 1 「本庁家事事件事務分配割合表」記載の事件類型（事務の分配中の「雑・共助・再審」欄を除く。）ごとに、家事第 1 部が担当する事件類型に対応するものは家事第 1 部が、家事第 2 部が担当する事件類型に対応するものは家事第 2 部がそれぞれ担当することとし、各裁

【機密性 2】

判官が、同表の事務の分配中の「雑・共助・再審」欄記載の割合と同じ割合で担当する。

イ 少年事件

別紙第2「本庁少年事件事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、少年部裁判官が協議して定める。

ただし、

(ア) 簡易送致事件は、判事村瀬賢裕及び同尾田いずみが2分の1ずつ担当する。

(イ) 準少年保護事件は、本案事件を判事村瀬賢裕及び同尾田いずみが担当したときは、本案事件を担当する裁判官がそれぞれ担当し、本案事件を同村瀬賢裕及び同尾田いずみ以外の裁判官が担当したときは、同村瀬賢裕及び同尾田いずみの順に順次分配する。

また、準少年保護事件のうち、戻し収容申請事件及び施設送致申請事件の身柄事件については、一般保護事件の身柄事件の分配と同じ扱いとする。

(ウ) 当該少年につき、同時に審判する身柄事件が係属する在宅事件については、身柄事件を担当する裁判官が担当する。

(エ) 少年法第33条第2項により差戻しを受けた事件のうち、原審本庁の事件については、判事尾田いずみの原審担当事件は同村瀬賢裕が、同村瀬賢裕の原審担当事件は同尾田いずみが、それぞれ担当する。原審支部の単独事件については、同村瀬賢裕及び同尾田いずみの順に順次分配する。

(オ) 観護措置事務は、通常日については少年部の裁判官が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、本庁所属の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。

(2) 合議制

次のとおり事務を分配し、部に配置された裁判官の協議により、合議体を構

成して処理する。

なお、観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びにみなし勾留に対する準抗告事件については、本庁所属の裁判官の協議により、合議体を構成して処理する。

ア 家事第 1 部

(ア) 家事第 1 部に所属する裁判官が分配を受けた家事審判事件及び訴訟事件のうち、裁判所法第 3 1 条の 4 第 2 項 1 号の規定により、「合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件（以下「裁定合議事件」という。）」

(イ) 家事第 2 部の裁定合議事件で、差戻しを受けた家事審判事件

(ウ) 支部の裁定合議事件で、差戻しを受けた家事審判事件（別表第 1 事件、遺産分割事件及び寄与分事件を除く。）及び訴訟事件

(エ) 裁判所法第 3 1 条の 4 第 2 項 2 号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、除斥、忌避申立事件（支部において審理できない事件を含む。）の 3 分の

1

イ 家事第 2 部

(ア) 判事平田直人及び家事第 2 部に所属する裁判官が分配を受けた家事審判事件のうち、裁定合議事件

(イ) 家事第 1 部の裁定合議事件で、差戻しを受けた家事審判事件及び訴訟事件

(ウ) 支部の裁定合議事件で、差戻しを受けた家事審判事件のうち、別表第 1 事件、遺産分割事件及び寄与分事件

(エ) 裁判所法第 3 1 条の 4 第 2 項 2 号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、除斥、忌避申立事件（支部において審理できない事件を含む。）の 3 分の

【機密性2】

1

ウ 少年部

- (ア) 少年審判事件のうち、裁定合議事件
- (イ) 支部の裁定合議事件で、差戻しを受けた少年審判事件
- (ウ) 裁判所法第31条の4第2項2号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、
 - a 除斥、忌避申立事件（支部において審理できない事件を含む。）の3分の1
 - b 観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びにみなし勾留に対する準抗告事件

4 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

(1) 合議制

ア 家事事件

- (ア) 裁判長に差し支えのあるときは、当該裁判長が配置された部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含み、判事尾田いずみを除く。）が第1の2の配置順序に従って順次代理する。
- (イ) 陪席裁判官に差し支えのあるときは、当該裁判官が配置された部の他の裁判官の協議により定めた裁判官が代理し、当該裁判官が配置された部に代理することができる裁判官がないときは、家事第1部については家事第2部の部総括判事が指名する同部配置の裁判官が、家事第2部については家事第1部の部総括判事が指名する同部配置の裁判官が、それぞれ代理する。

イ 少年事件

- (ア) 裁判長に差し支えのあるときは、判事本多智子、同溝口埋佳、同大黒淳子、同堀一策、同小林絢、同尾田いずみ、同大曾根史洋、同水谷遥香、同

【機密性 2】

西沢諒及び同山崎文寛の順で代理する。

(イ) 陪席裁判官に差し支えのあるときは、各部総括判事全員の協議により定めた裁判官が代理する。

(2) 一人制

ア 家事事件

差し支えのある裁判官が配置された部の裁判官（判事尾田いずみを除く。）が第1の2の配置順序に従って、当該裁判官を基準に、降順に順次代理する。

イ 少年事件

判事村瀬賢裕に差し支えのあるときは同尾田いずみが、同尾田いずみに差し支えのあるときは同村瀬賢裕がそれぞれ代理し、これによることができないときはこれらの裁判官の協議により定めた裁判官が代理する。

(3) 上記(1)及び(2)により難い事情があるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

5 開廷の日割

(1) 合議制

随時

(2) 一人制

別紙第1「本庁家事事件事務分配割合表」及び別紙第2「本庁少年事件事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合には、所定の開廷日以外の日を開廷することができる。

【機密性 2】

第2 支部の部

1 一宮支部

(1) 裁判官の配置

(支部長)	判	事	鳥	居	俊	一
	判	事	柳	本	つとむ	
	判	事	辻	由	起	
	判	事	高	木	寿美子	
	判	事	板	東	恵	里
		職権特例判事補	大	島	眞	美

(2) 裁判事務の分配

ア 一人制

(ア) 家事事件

別紙第3「一宮支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が協議して定める。

ただし、

- a 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、通常日（夜間を除く。）については、判事鳥居俊一、同辻由起及び同高木寿美子が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、本庁において取り扱う。
- b 差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。
- c 再審事件は、確定事件を担当した裁判官以外の支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。

(イ) 少年事件

別紙第3「一宮支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が協議して定める。

【機密性2】

ただし、

a 観護措置事務は、判事板東恵里及び職権特例判事補大島眞美が担当する。

b 少年法第33条第2項により差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に定めのない事務については、支部長が指名した裁判官に分配することができる。

イ 合議制

支部の裁判官の協議により、合議体を構成して処理する。

(3) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

ア (2)で定める事務分配に差し支えのあるときは、裁判長及びその他の裁判官のいずれについても、支部の他の裁判官の協議により定めた裁判官が代理する。

イ 上記アにより難い事情があるときは、次のとおりとする。

(ア) 家事事件については、本庁の家事第1部及び家事第2部の部総括判事の協議により定めた各部所属の裁判官が代理する。

(イ) 少年事件については、本庁少年部の部総括判事が指名する同部所属の裁判官が代理する。

ウ 上記ア及びイにより難い事情があるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

ア 合議制

随時

イ 一人制

別紙第3「一宮支部事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合には、所定の開廷日以外の日を開廷することができる。

【機密性 2】

2 半田支部

(1) 裁判官の配置

(支部長)	判	事	高	木	健	司
	判	事	力	元	慶	雄
	判	事	浜	口	紗	織

(2) 裁判事務の分配

ア 一人制

(ア) 別紙第4「半田支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が協議して定める。

ただし、

- a 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、通常日（夜間を除く。）については、判事高木健司、同力元慶雄及び同浜口紗織が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、本庁において取り扱う。
- b 差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。
- c 再審事件は、確定事件を担当した裁判官以外の支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。

(イ) 上記(ア)に定めのない事務については、支部長が指名した裁判官に分配することができる。

イ 合議制

合議事件は、本庁において取り扱う。

(3) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

ア (2)で定める事務分配に差し支えのあるときは、支部の他の裁判官の協議により定めた裁判官が代理する。

イ 上記アにより難しい事情があるときは、本庁の家事第1部及び家事第2部

【機密性 2】

の部総括判事の協議により定めた各部所属の裁判官が代理する。

ウ 上記ア及びイにより難い事情があるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

別紙第4「半田支部事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合には、所定の開廷日以外の日を開廷することができる。

【機密性 2】

3 岡崎支部

(1) 裁判官の配置

(支部長)	判	事	田	邊	浩	典						
	判	事	水	野	将	徳						
	判	事	高	橋	信	幸						
	判	事	及	川	勝	広						
	判	事	村	松	教	隆						
	判	事	山	田	哲	也						
	判	事	伊	藤	昌	代						
	判	事	山	下	真	吾						
	判	事	松	本		諭						
	判	事	大	村	麻	衣						
	職	権	特	例	判	事	補	佐	々	木	健	詞
	判	事	補	柴	田	拓	真					
	判	事	補	松	井	智	弘					

(2) 裁判事務の分配

ア 一人制

(ア) 家事事件

別紙第5「岡崎支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法については、支部の裁判官が協議して定める。

ただし、

a 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、判事田邊浩典、同水野将徳、同高橋信幸、同及川勝広、同村松教隆、同山田哲也、同伊藤昌代、同山下真吾、同松本諭、同大村麻衣、職権特例判事補佐々木健詞、判事補柴田拓真及び同松井智弘が担当する。

b 差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官の

【機密性 2】

協議により定めた裁判官が担当する。

- c 再審事件は、確定事件を担当した裁判官以外の支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。

(イ) 少年事件

別紙第5「岡崎支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

- a 観護措置事務は、通常日のうち■■■■■については判事高橋信幸が、■■■■■については判事松本諭が、■■■■■については判事補柴田拓真が、■■■■■については判事村松教隆が、■■■■■については判事補松井智弘が、それぞれ担当し、それぞれ上記裁判官が差支えの場合は、判事伊藤昌代又は職権特例判事補佐々木健詞が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、岡崎支部所属の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。
- b 少年法第33条第2項により差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の少年事件担当裁判官が担当する。

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)に定めのない事務については、支部長が指名した裁判官に分配することができる。

イ 合議制

支部の裁判官の協議により、合議体を構成して処理する。

(3) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

- ア (2)で定める事務分配に差し支えのあるときは、支部の他の裁判官の協議により定めた裁判官が代理する。

- イ 上記アにより難い事情があるときは、豊橋支部長が指名する同支部所属の裁判官が代理する。

- ウ 上記ア及びイにより難い事情があるときは、所長が指名する裁判官が代理す

【機密性 2】

る。

(4) 開廷の日割

ア 合議制

随時

イ 一人制

別紙第5「岡崎支部事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合には、
所定の開廷日以外の日を開廷することができる。

4 豊橋支部

(1) 裁判官の配置

(支部長)	判	事	鈴木	幸男
	判	事	中村	海山
	判	事	小林	健留
	判	事	布目	真利子
	判	事	森	優介
	判	事	岩瀬	みどり
	判	事	角田	由佳
	職権特例判事補		高橋	優太

(2) 裁判事務の分配

ア 1人制

(ア) 家事事件

別紙第6「豊橋支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、支部の裁判官が協議して定める。

ただし、

- a 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、通常日（夜間を除く。）については、判事鈴木幸男及び同中村海山が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。
- b 差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。
- c 再審事件は、確定事件を担当した裁判官以外の支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。

(イ) 少年事件

別紙第6「豊橋支部事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分

【機密性 2】

配方法等については、支部の裁判官が協議して定める。

ただし、

a 観護措置事務は、判事中村海山及び職権特例判事補高橋優太が担当し、上記裁判官が差支えの場合は、判事森優介が担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、豊橋支部所属の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。

b 少年法第33条第2項により差戻しを受けた事件は、原審を担当した裁判官以外の支部の裁判官の協議により定めた裁判官が担当する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に定めのない事務については、支部長が指名した裁判官に分配することができる。

イ 合議制

支部の裁判官の協議により、合議体を構成して処理する。

(3) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

ア (2)で定める事務分配に差し支えのあるときは、裁判長及びその他の裁判官のいずれについても、支部の他の裁判官の協議により定めた裁判官が代理する。

イ 上記アにより難い事情があるときは、岡崎支部長が指名する同支部所属の裁判官が代理する。

ウ 上記ア及びイにより難い事情があるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

ア 合議制

随時

イ 一人制

別紙第6「豊橋支部事務分配割合表」のとおりとし、必要がある場合には、所定の開廷日以外の日を開廷することができる。

【機密性 2】

第 3 司法行政事務の代理順序等

- 1 所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判 事 村 瀬 賢 裕

判 事 本 多 智 子

- 2 支部長に差し支えのあるときの司法行政事務の代理順序は、次のとおりとする。

一宮支部 判 事 柳 本 つとむ

半田支部 判 事 力 元 慶 雄

岡崎支部 判 事 水 野 将 徳

豊橋支部 判 事 中 村 海 山

- 3 所長の特例的措置

災害その他緊急の事情があつて第 1 及び第 2 の定めにより難しいときは、所長において応急の措置を講ずることができる。この場合には、所長は裁判官会議に報告しなければならない。

第4 各種委員等

1 常置委員会

委員長	所	長	平田直人
委員	部	総括	村瀬賢裕
同	部	総括	本多智子
同	部	総括	溝口理佳
同	支	部長	鳥居俊一
同	支	部長	高木健司
同	支	部長	田邊浩典
同	支	部長	鈴木幸男
同	判	事	大黒淳子

2 広報委員会

(1) 家事部

委員	判	事	小林 絢
----	---	---	------

(2) 少年部

委員	判	事	尾田 いずみ
----	---	---	--------

3 司法修習生指導連絡委員会

委員	判	事	本多智子
----	---	---	------

4 その他

(1) 資料事務指導担当裁判官

ア 家事部

	判	事	山崎文寛
--	---	---	------

イ 少年部

	判	事	尾田 いずみ
--	---	---	--------

(2) 司法修習生指導担当裁判官

ア 家事部

【機密性 2】

判	事	本 多 智 子 (指導官)
判	事	大 黒 淳 子 (指導官補佐)
判	事	水 谷 遥 香 (指導官補佐)

イ 少年部

判	事	村 瀬 賢 裕 (指導官)
判	事	尾 田 いずみ (指導官補佐)

(3) 調停委員研修指導担当裁判官

判	事	本 多 智 子
判	事	溝 口 理 佳
判	事	堀 一 策
判	事	大曾根 史 洋
職権特例判事補		佐々木 真 実

【機密性2】

- ※ 3 「後見等関係事件」とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付随する事件（後見等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等）をいい、民法794条の養子縁組許可事件及びこれと本人を同一とする同法798条の養子縁組許可事件を含む。
- ※ 4 「親権停止・喪失・管理権喪失事件」には、これらの取消し事件及び保全事件を含む。
- ※ 5 「児童福祉法28条事件」とは、同条1項及び同条2項の事件をいう。
- ※ 6 「推定相続人の廃除事件」には、同取消し事件を含む。
- ※ 7 「遺言執行者の解任事件」には、同保全事件を含む。
- ※ 8 「相続放棄申述事件等」とは、相続放棄及び限定承認、これらの取消し事件、期間の伸長事件、限定承認の場合における鑑定人選任、破産手続における相続放棄承認をいう。
- ※ 9 平日昼間の請求をいう。平日夜間及び休日の請求については、当面の間、判事溝口理佳が担当し、差支えがある場合は、同大黒淳子、同山崎文寛及び職権特例判事補佐々木真実の順に担当する。
- ※ 10 「遺産分割事件等」とは、遺産分割事件、寄与分事件、遺留分侵害額の請求事件、特別の寄与に関する処分事件をいう。
- ※ 11 「雑・共助・再審」とは、家事事件に関する雑事件（民事執行法174条1項1号、175条3項及び6項の事件を含む。）、共助事件及び再審事件をいう。この項目記載の各割合は、各部内における割合である。
ただし、雑事件のうち履行勧告事件については、遺産分割事件等に関する履行勧告事件は家事第2部の裁判官が担当し、それ以外の履行勧告事件は家事第1部の裁判官が担当する。
なお、審判前の保全処分申立事件は、本案となる事件と同様の割合による。
- ※ 12 「人事訴訟事件等」とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件をいう。
- ※ 13 子の氏変更許可事件、相続放棄申述事件及び期間の伸長事件のうち即日審判事件については、別途当番表により定めた裁判官（判事溝口理佳、同大黒淳子、同山崎文寛及び職権特例判事補佐々木真実に各4分の1の割合で当番日を割り当てる。）に配てんする。当番日に処理した即日審判事件の件数は、即日審判事件以外の事件の配てんの際には考慮しない。

【機密性2】

(別紙第2)

本庁少年事件事務分配割合表

事務の分配 裁判官		保護事件						雑・共助事件	開廷の日割
		一般 ※1		自動車運転 ※1		道交 ※1			
		在宅 ※2	身柄	在宅	身柄	在宅	身柄		
少年部	判事 村瀬賢裕	3/4	1/2	3/4	1/2	3/4	1/2	1/2	月・火・ 水・木・ 金
	判事 尾田いずみ	1/4	1/2	1/4	1/2	1/4	1/2	1/2	月・火・ 水・木・ 金

※1 「一般」とは、「自動車運転」と「道交」以外の事件をいう。「自動車運転」とは、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び(重)過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。「道交」とは、道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件をいう。

※2 一般保護事件の在宅事件については、簡易送致事件を除く。

(別紙第3)

一宮支部事務分配割合表

(家事事件)

裁判官	審判事件		調停事件	人事訴訟事件等 (人事訴訟事件等に関する保全処分事件等を含む) ※2	雑・共助事件	開廷の日割
	別表第一 ※1	別表第二				
判事 鳥居俊一	10/10 (後見等関係及び児童福祉法関係を除く。)	※3	1/3 (別表第二以外) ※3		関連事件 (本案に付随する保全処分及び終局後の雑事件)	月・木
判事 柳本つとむ	1/2 (後見等関係) 1/2 (児童福祉法関係)					
判事 辻由起	1/2 (児童福祉法関係)	1/2	1/2 (別表第二) 1/3 (別表第二以外)		関連事件 (本案に付随する保全処分及び終局後の雑事件)	月・木
判事 高木寿美子	1/2 (後見等関係)	1/2	1/2 (別表第二) 1/3 (別表第二以外)	10/10	10/10 (本案に付随する保全処分及び終局後の雑事件を除く。) 関連事件 (本案に付随する保全処分及び終局後の雑事件)	月・火・水・木

- ※1 後見等関係とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付随する事件(後見人等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。
児童福祉法関係とは、家事事件手続法別表第一127の項から128の3の項までに規定する事件をいう。
- ※2 人事訴訟事件等とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件を、保全処分事件等とは、保全処分事件、訴え提起前の証拠収集の処分事件、訴え提起前の証拠保全事件及び共助事件をいう。
- ※3 判事鳥居俊一が担当している夫婦関係調整調停事件に関連する婚姻費用分担調停事件あるいは婚姻費用分担審判事件が係属したときは、同鳥居俊一が担当する。

(少年事件)

裁判官	保護事件				共助・準少年事件	開廷の日割
	一般 ※4		交通 ※4			
	在宅	身柄	在宅	身柄		
判事 板東恵里	2/3	3/5	2/3	3/5	1/2	月・火・木・金
職権特例判事補 大島眞美	1/3	2/5	1/3	2/5	1/2	月・火・木・金

- ※4 「一般」とは、「交通」以外の事件をいう。「交通」とは、道路交通法違反事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び(重)過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。

【機密性2】

(別紙第4)

半田支部事務分配割合表

(家事事件)

事務の分配 裁判官	審判事件		調停事件	人事訴訟事件等 (人事訴訟事件等 に関する保全処分 事件等を含む。) ※2	雑・共助事件	開廷の日割
	別表第一 ※1	別表第二				
判事 高木健司	10/10 (相続放棄、失踪 宣告、死後離縁、 遺言書検認、保護 者選任、遺留分放 棄、遺言執行者選 任)		1/4 (別表第二以外)	10/10	1/2	月・水・ 木
判事 力元慶雄	1/2 (後見等関係、財 産管理) 10/10 (親権喪失・停止、 その他)	10/10	10/10 (別表第二) 3/4 (別表第二以外)		1/2	火・金
判事 浜口紗織	1/2 (後見等関係、財 産管理) 10/10 (特別代理人(後見 等関係を除く。)、 性別変更、子の氏 変更、養子縁組許 可、戸籍法関係)					

※1 後見等関係とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付随する事件(後見人等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。

※2 人事訴訟事件等とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件を、保全処分事件等とは、保全処分事件、訴え提起前の証拠収集の処分事件、訴え提起前の証拠保全事件及び共助事件をいう。

(別紙第5)

岡崎支部事務分配割合表

(家事事件)

事務の分配 裁判官	審判事件				調停事件	人事訴訟事件等 (人事訴訟事件等に関する保全処分事件等を含む。) ※3	雑・共助事件	開廷の日割
	別表第一			別表第二				
	後見等関係 ※1	子の氏変更・ 相続放棄等 ※2	後見等関係・ 子の氏変更・ 相続放棄等以外					
判事 田邊浩典		8/16	3/4	1/10	1/10			月・水・木
判事 高橋信幸	1/3			3/10	3/10	1/2	1/2	月・火・水 ・木・金
判事 及川勝広		1/16						
判事 村松教隆	1/3			3/10	3/10	1/2	1/2	月・火・水 ・木・金
判事 山田哲也		1/16						
判事 山下真吾		1/16						
判事 松本 諭	1/3	4/16	1/4	3/10	3/10			月・火・水 ・木・金
判事 大村麻衣		1/16						

- ※1 「後見等関係」とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付随する事件(後見人等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。
- ※2 「相続放棄等」とは、相続放棄及び限定承認、これらの取消し事件、期間の伸長事件、限定承認の場合における鑑定人選任、破産手続における相続放棄承認をいう。
- ※3 「人事訴訟事件等」とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件を、保全処分事件等とは、保全処分事件、訴え提起前の証拠収集の処分事件、訴え提起前の証拠保全事件及び共助事件をいう。

(少年事件)

事務の分配 裁判官	保護事件				共助・準少年事件	開廷の日割
	一般 ※4		交通 ※4			
	在宅	身柄	在宅	身柄		
判事 水野将徳	支部であらかじめ定めたところによる					月・火・水・木・金 (身柄は火・木)
判事 高橋信幸						
判事 村松教隆						
判事 伊藤昌代						
判事 松本 諭						
職権特例判事補 佐々木 健詞						
判事補 松井智弘						

- ※4 「一般」とは、「交通」以外の事件をいう。「交通」とは、道路交通法違反事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び(重)過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。

(別紙第6)

豊橋支部事務分配割合表

(家事事件)

裁判官	審判事件		調停事件	人事訴訟事件等 (人事訴訟事件等に関する保全処分事件等を含む。) ※1	雑・共助事件	開廷の日割
	別表第一	別表第二				
判事 鈴木幸男	1/2 (「子の氏変更、相続放棄、遺言書検認」以外) 1/4 (子の氏変更、相続放棄)	※2	1/3		関連事件 (本案に付随する保全処分)	木
判事 小林健留	1/2 (遺言書検認)					水
判事 布目真利子	2/4 (子の氏変更、相続放棄)					
判事 森優介	1/2 (「子の氏変更、相続放棄、遺言書検認」以外) 1/4 (子の氏変更、相続放棄)	10/10 ※2	2/3	10/10	10/10 (本案に付随しない保全処分事件等、履行勧告、履行命令) 関連事件 (本案に付随する保全処分)	月、火、水
職権特例判事補 高橋優太	1/2 (遺言書検認)					水

※1 人事訴訟事件等とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件を、保全処分事件等とは、保全処分事件、訴え提起前の証拠収集の処分事件、訴え提起前の証拠保全事件及び共助事件をいう。

※2 判事鈴木幸男が担当した調停事件が審判に移行した事件は、判事鈴木幸男が担当する。

(少年事件)

事務の分配 裁判官	保護事件				共助・準少年 事件	開 廷 日
	一般 ※3		交通 ※3			
	在宅	身柄	在宅	身柄		
判 事 中 村 海 山	1/2	1/2		1/2	1/2 (準少年事件)	月、火、水、 木、金
職権特例判事補 高 橋 優 太	1/2	1/2	10/10	1/2	10/10 (共助事件) 1/2 (準少年事件)	月、火、水、 木、金

※3 「一般」とは、「交通」以外の事件をいう。

「交通」とは、道路交通法違反事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び(重)過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。